乍恐書付以御願申上候

一、当村之儀新川以後当夏迄拾四五度

　　居宅へ水入御田地之義者不及申上かまと

　　水底ニ罷成候故食物調申事成不申候ニ

　　付老親妻子共其度々ニ旁々へ立退流浪仕

　　家小屋等も次第ニ朽損シ其外牛等もつなき

　　処無御座迷惑仕候、依之去年当年川浚

　　御願申上廿貫目余之入用以普請仕候へ共

　　当夏も両度迄水入迷惑仕候、尤困窮之

　　村ニ而風情無御座候得共、何共住居難成

　　御座候間西除川筋新田地高成所ニ而

　　御座候ニ付大家を小家ニ致候て成共段々ニ

　　所替仕度奉願候間、御赦免可被下候ハヽ難有

　　可奉存候

　　　　　　　　　　　　　 　城連寺村庄屋

　　　宝永五年　　　　　　　　　　　久右衛門(印)

　　　　　　子七月　　　　　　　　同八郎兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　同村年寄五兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　同庄兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　小百姓忠左衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　与左衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　九兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　六兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　安兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　最勝寺(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　半右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　庄右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　喜兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　与二兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　茂兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　忠兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　善右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　三右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　与右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　喜右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　市兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　庄二郎(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　忠右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　彦右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　八兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　七兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　吉右衛門(印)